明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍福岡県大牟田市大黒町一丁目四〇番地
三、最後の住所福岡県大牟田市大黒町一丁目四〇番地二　被相続人　亡　清水まゆみ

右被相続人は平成二十八年八月十八日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二十八日福岡家庭裁判所大牟田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十五日

福岡県久留米市荘島町三三〇番地八エバーライフネアシティ久留米弐番館二一一号室
相続財産管理人　清水　義博

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年三月三十一日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月十五日

和歌山県御坊市熊野三六二番地
和歌山農産物生産販売事業協同組合
代表理事　東岸　政一

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十九年五月十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
ＤＯ新都心開発特定目的会社
取締役　海田　雅人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千九百八十四万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000748/2td5/

平成二十九年五月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＴＧＡ　Ｇｉｎｚａ１１５特定目的会社
取締役　松澤　和浩

取消公告

平成二十九年四月十日掲載の福岡法務局八幡出張所に係る工場財団は、取消します。

正誤

ページ	段	行	誤	正
四二七	下	一一〜一八（終りから）	源泉控除対象配偶者	同一生計配偶者又は扶養親族に該当するものとみなされる者のうちに、当該他の居住者の控除対象配偶者
〃	〃	一二〜一七（終りから）	同じ。）」に、「にのみ該当するものとみなされる者」を削り	同じ。）」に改め、「にのみ該当する」
〃	〃	一三（終りから一六）	源泉控除対象配偶者	控除対象配偶者
四二九	上	一二（終りから一六）	給与等支払事務所	給与支払事務所等
〃	〃	一三（終りから一六）	配偶者	控除対象配偶者
〃	〃	一四（終りから一六）	源泉控除対象配偶者	控除対象配偶者
四二八	上	八	事業所等	事務所等
四二九	下	三（終りから三〜二）	、「株式移転完全子法人」の下に「株式移転完全親法人」	「株式移転完全子法人」の下に「株式移転完全親法人」
四三二	〃	一五	、「の益金	、同項ただし書中「の益金
〃	〃	一三	」	」
四三四	下	三（終りから）	おけるこの新規	おける新規
〃	〃	二	則	則

（印刷誤り）

同日（同号外特）公布財務省令第二十二号（酒税法施行規則等の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

四三六　下　九（終りから）　第十三条第六項中「第十三条第六項

同日（同号外特）公布財務省令第二十四号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四四〇　上　七　改め　改め、同項第二号中「又は」を「、前号に規定する所轄税務署長の確認に係る書面の提出がある場合にあつては当該書面の提出があつた日又は」に改め、同項第四号

〃　〃　〃　並びに第四項第四号　中「通知書等」を「通知書」に改め、同条第四項第二号中「又は第一号に規定する所轄税務署長の確認に係る書面の提出があつた日又は第四号

〃　〃　六　第六項　第五項第十一号中「第三十三条第三項及び同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同項第十一号を第六項

〃　〃　一一　に係る代替資産（同項に規定する代替資産をいう。以下この項において同じ。）について　代替資産（同条第一項に規定する代替資産をいう。以下この項において同じ。）について

〃　〃　一三　代替資産　代替資産（法第三十三条の二第二項に規定する代替資産をいう。以下この項において同じ。）

〃　〃　二（終りから二八〜二五）　に係る代替資産（同条第二項に規定する代替資産をいう。以下この項において同じ。）について　代替資産（同条第一項に規定する代替資産をいう。以下この項において同じ。）について

〃　〃　二三　代替資産　代替資産（法第三十三条の二第二項に規定する代替資産をいう。以下この項において同じ。）

（印刷誤り）

四四一　下　一六　第十項　、第十項

四四三　上　二三　以下　（以下

〃　〃　終りから一三　（十三）

四四七　下　一一　（十）

四六一　〃　一〇　あつて、　あつて

四六二　上　二　満たす場合には　満たしているときは

四七二　下　終りから二　場合　場合等

四八四　〃　二八　同日（同号外特）公布財務省令第二十六号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

四八九　下　二三　第三条の二の二　第三条の二

四四三　〃　二一　税務署長　所轄税務署長

〃　〃　二二　規定する税務署長　規定する所轄税務署長

〃　〃　表頭を一字下げる。

四四六　〃　八〜一三

〃　〃　下　終りから一八　同号に規定する財産　当該贈与又は遺贈を受けた財産

四四七　上　一三　いう。次項、

四五七　下　〃　三　いう。

四六三　〃　〃　〃

四四七　〃　四　及び　並びに

四五八　〃　五　終りから一　及び

四六四　上　〃　〃

四四八　〃　二五　九　七

〃　〃　一〇　事業年度　事業年度（法第二条第二十八号に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）

四六七　〃　八　法第七十条の三第二項第三号　法第七十条の三第三項第三号

四七一　〃　六　掲げる割合　定める割合

四七六　上　終りから一〇　第三十七条の三　第三十七条の三の二

四八四　〃　二三　同日以後　同日前

四八五　〃　九　て同条　て法第四十条の七

四六七　〃　〃　〃　法第七十条の三第二項第三号

四四七　〃　〃　〃　法第七十条の三第三項第三号

四四八　〃　〃　〃　定める割合

四六三　〃　〃　〃

四四七　〃　〃　〃

四五八　〃　〃　〃

四六四　上　〃　〃

四四八　〃　二五　九

〃　〃　一〇　事業年度

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）

◉号外　五月十五日付第一〇一号六四ページ●同日付政府調達第八九号二四ページ